

国側苦しい答弁と居直り

「法廷を公開安全審査の場に」の条件整う

6月6日午前10時から松山地裁において伊方原発行政訴訟の第3回公判が行なわれた。地裁前には傍聴券を確保するために30名余りの支援の学生らが泊りこんでいた。いつもやってくる四電の社員は今回は姿を見せず、我々の斗争に敵対する私服が数名うろついていた。

裁判の冒頭藤田弁護士は「国側是我々の認否要求や求釈明に答える方向であることは誠に良いことであり、それによってこの裁判の争点が明らかになっていくでありましょう。それは即ち原発の危険性が明らかになっていくことであります。」と述べ、以後5月31日に提出された国側準備書面の不十分さを訴え質問に移った。

☆ 燃料被覆管の問題

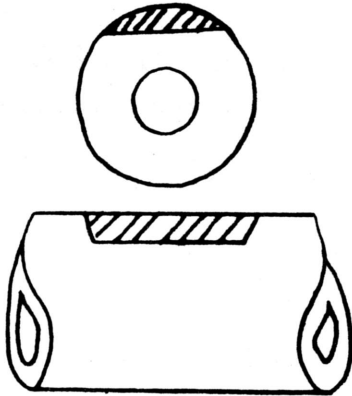
「燃料被覆管の材料であるジルカロイが1900°Cで熔融し、1500°C付近になると一次冷却水と反応してボロボロになることを否認するのか」という我々の質問に対し国側は「ジルカロイの融点が約1900°Cであることは認める。しかし『熔融』するため融点に一定時間あることが必要である」という子供だましなことを言い、(ものが溶けるには融解熱が必要であることは小学生でも

知っている。)また、1500°C付近でおこるジルカロイ-水反応についても、「900°C以下では酸化はきわめて少ない」という形でしか答えない。このことについて「融点に達してから溶けるまでに具体的にどの程度の時間がかかるのか」という我々の質問に対しては、「定量的にはつかんでいない、実験したこともない」という驚くべき答が返ってきた。これでは何を審査していたのか全くわからない。さらに「1500°Cでは被覆管はどうなるのか」という質問に対しても「900°C 1500°Cの過程がわからない」等の無責任な答がでてきて、法廷内は「バカにする」「もっと勉強せえ」等の住民の怒りの声で騒然となった。

☆ 蒸気発生器細管の問題

国は美浜1号炉の蒸気発生器細管の減肉の図(70%減肉)として図のようなものを示してきた。これについて「細管の直径19mm厚さ1.7mmで、70%減肉の図ではない。意図的にしたものか」と注意したところ、検事は「あれはポンチ絵のようなものだ」と口をすべらせてしまった。これに対して住民からは、「我々は命をかけてやっているのに、ポンチ絵とは何だ」という怒りの声がとびか

った。



☆ 事故時の被曝線量評価の問題

我々は「ICRP勧告、並びに日本の法律で定められた一般公衆の被曝の線量限度0.5レム/年を容認するものでは決してないが、何故その値を事故時の被曝の基準にしないのか」と質問したところ、国側は、「事故をおこさないことがたて前で、立地のための仮想的な事故に対する基準と、平常の場合は別である。」等の従来の彼らの主張をくりかえすだけ。そして、「めやす線量も基準ではあるが、これ以下なら許可するとか、これ以上なら許可しないといった許容線量ではなく、安全評価のための単なるめやすにすぎない」と、めやすの役割を無視するかのごとき答弁で逃げようとする。すかさず、「そんなにどうでもいいものなら、どうして法律で明示してある許容線量、「0.5レム/年ではいけないのか」と問いつめると、「二つの基準は別なんだから」とか、「準備書面で答えてある（めやす線量の2.5レムでは身体障害はあらわれないというお粗末なもの）」とか、ぶつぶついうだけで、当然ながら、答えられない。裁判長は、「技術的でむづかしいから書面を出してもらったら」と国側に助け舟。国側が答えら

れない問題は、どうやら裁判長には科学の難解さとうつららしい。

国側は「想定事故は現実には起る事故とは全く別物」と言うが、「それなら何故安全評価をやるのか」と問うと「あくまで立地上の条件の問題だ」と答え、「立地とは何か」という質問には「住民との離隔のため」とくる。「それでは何故住民との離隔をはかるのか」と言うと、彼らは全く答えられず、国側には住民の保護という観点が全くないことを明らかにした。これに対し原告の一人は「我々は生死をかけているのに、ポンチ絵とは何か、実験もなされていないし、我々はモルモットか」という怒りの発言がなされた。

☆ ECCS（緊急炉心冷却系）の問題

国側はアメリカのLOFT実験を全く理解せず、「LOFTは1ループだから水は破断口から外へ流れ出る。伊方原発は2ループだから1ループが外へ流れ出ても、残りの1ループは必ず中へ入る」という全くバカげたことを平気でいってのけた。アメリカのLOFT実験のECCSループは直接原子炉容器につながっており、原子炉容器を通らずに破断口から流出することはなく、原理的に2ループと同じである。問題は水が原子炉容器に入っても、炉心に入らず、炉心の冷却にはほとんど寄与せず、他のループから流出することである。このことを原子炉規制課長である中村氏でさえ全く理解していないのである。

☆ 地震の問題

「原子炉立地審査指針には地震地帯をさけるようにとあるが、何故伊方のような地震地帯をさけて、他の地震の少ない地帯におかなかったのか」と我々が質問したところ、「地震地帯でも想定地震を上まわる耐震設計

をしてあればよい」と居直った。そこで「想定地震以上の地震が絶対にこないという保証があるか、いくら耐震設計をしても、あらゆる角度の応力を検討することはできないし、パイプ等に亀裂等がおこりえないというのは技術の常識に反する」という我々の追及に、中村氏はただ理由もなく「マグニチュード7級をこえる地震はおきない。地下/30 kmより浅い所では地震はおきないし、それに備えた計算もしていない」と居直るばかりであった。

☆ 公聴会の問題

「公聴会の要求を何故退けたか」という質問に対し、国側は「首相の自由裁量として開催しなかった」と苦げな答弁。原告団長の川口氏が立ち「我々が公聴会要求を科学技術庁に陳情した時、あなた方は『考えましょう』と言ったのではないか、何故開かなかったのか、先程から国側の言うことを聞いていると、蒸気発生器の図ばかりでなく、国側の解答そのものがポンチ絵である。蒸気発生器細管のあの図をみていると、我々素人はなる程現実はどうかと思ってしまうではないか」と非難したのに対し、国側は「それでいい」という驚くべき住民だましの姿勢をあらわにした。

最後に我々からの審査資料一切の提出の要求があり、国側は早急にそれに回答することを約し、次々回を12月12日ときめ閉廷。

しかしおばちゃん達は、国側のあまりにズサンな住民無視の態度にたまらず「バカー」「もっと勉強せえー」と怒りの声を発し、その中を国側はそそくさと逃げていった。

☆ 総括集会

裁判終了後、場所を移して、弁護士、住民、学生等約100名で総括集会が行なわれた。

原告団からは「生の実状を訴えたかったが遠慮していた。これからはもっと訴えたい」という発言がなされ、これに答え弁護士からは「原告団の問題提起はつねに必要であり、どんどんしゃべって欲しい。その場合事前に打ちあわせていた方がよいから、そのことをこれからはもっと充実し、チーム・ワークを良くしていきたい」との提案があった。

その後土地裁判関係の質問が集中したが、弁護士からは「行政裁判と土地裁判とは車の両輪であり、どちらも相互の関係を考えて闘わなければならない」と意見が出された。

土地裁判について、住民の間に一定程度のとまどいが見られたが、土地裁判にしろ、行政裁判にしろ、弁護士にグタをあずけることなく、住民が裁判の主体であるという認識をもって対処することが、肝要であろうと思われる。(支援する会会員 I)

これまでの経過とこんごの見通し

これまで3回の公判が開かれてきた。第1回は昨年12月20日に開かれた。訴状の朗読、原告団の意見開陳および国側答弁書の確認が行われ、原告側から答弁書についての釈明要求を準備書面(一)の型で行った。第2回は、ことしの3月28日。原告側の釈明要求に答えた準備書面(二)、(三)が国側から提出。

それに対して、原告側から、さらに釈明要求が準備書面(四)として、また、一部は口頭で行われた。今回の国側準備書面(三)はその回答で、その追究が原告側から口頭で行われた。

これまでのやりとりと、今回の要求で提出されるであろう審査関係資料とに基いて、次回9月12日には、原告側から、国側の批判を含めた全面的な主張が展開される予定で、これに対する反論が、第5回12月12日に

国側から提出される予定。なお、上記各書面は「資料 3」として近日中に発行しますが、

原告側主張の補強のための会員の皆さんからの意見を歓迎します。（事務局）

伊方原発安全協定要綱（伊方町側素案）

四電と行政とは、「反対してもダメだ」というデモンストレーションとして、また、2号炉計画の承認の儀式として、安全協定取りきめの謀略をすゝめている。すでに、下記のような伊方町側の素案が発表されている。これに対し、八西連絡協では、さる5月10日に伊方町議会中元議長と会い、2号炉の建設に同意の決議をしないこと、安全協定づくりの作業の中止、1号炉建設中止申し入れの三項目を陳情した。以下が安全協定案（第二次）の内容である。

1. 会社は原子力施設の新增設計画や用地取得、各種許可申請のときは、事前に県及び町に協議する。ただし、伊方町の区域内における原子炉の新增設計画については、原子炉総数2基（56万kw級のもの）を最高限度とする。
2. 会社は建設、運転の状況を定時及び随時に、県及び町に知らせる。
3. 会社は、周辺環境の放射線量等及び放流出する廃棄物の測定値をすべて県及び町に知らせる。
4. 県は運転開始前2年及び運転開始後における周辺環境の放射線量等の測定を会社の測定と重複してあるいは補完して行なう。この場合における測定計画は農水産物の販売流通対策に十分な配慮をして策定するものとする。
5. 県及び会社は、定期的に温排水の状況、海洋生物の変化を測定し、及び海水の冷却系通過の海洋生物への影響を調査する。
6. 3～5のデータを解析、評価、公表す

るため、住民代表、学識経験者、施設者の三者構成による環境監視機構を設ける。

7. 環境監視機構はデータの解析、評価の結果、運転中止その他の措置をとる必要があると認めたときは監督官庁及び施設者に対し意見を提出するものとする。

8. 会社は県と協議をして廃棄物の放流出につき国の定める許容被ばく線量等を一層きびしくした会社内の規定を定める。

9. 会社は8の社内基準を超えて流出しようとするときは事前に県及び町の下承を得なければならない。

10. 会社は次に掲げる事態が発生したときは、発生の都度ただちに県及び町に知らせる。

- (1)原子炉施設の故障があったとき
- (2)核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき
- (3)発電所敷地内において火災事故が発生したとき
- (4)従事者その他の者の放射線による被ばくが法令に定める許容被ばく線量を超えたとき、もしくは許容線量以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を行なったとき
- (5)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏洩し、一時的な管理区域の設定をしたとき
- (6)発電所敷地外において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき（放射性汚染を伴わない単なる自動車事故及び汚染が車内にとどまるものを含む

(7)その他緊急事態が発生したとき

11. 県又は町が必要と認めたとき、施設内への立入り検査を行なうことができる。

12. 会社は、燃料、廃棄物等放射性物質の輸送計画を事前に県及び町に知らせる

13. 県と会社は地域住民の福祉向上に特別な配慮を払う

14. 県と会社は、温排水の積極的利用等発電所が直接地域住民に福祉をもたらすよう研究実施する。

15. 原子力に関する事故を遠因として、農水産物の販売等に実害を生じた場合町の要求に基いて会社は、その損害を賠償する。この損害の賠償に紛争を生じた場合は、県、町及び関係諸団体の代表者による調査機構を組織し、県がその和解の仲介を行なう。

16. 前項の損害の賠償にあたっては、原子力損害の賠償に関する法律に定める無過失責任及び責任集中の原則に従う。

「岩佐訴訟を支援する会」への呼びかけ

「原発推進政策の下で、一人の下請労働者の原子炉建屋内での事故が、うやむやにされようとしています。……

今から約三年前の昭和46年5月27日、敦賀原子力発電所は原子炉を停止して修理の真最中でした。原子炉建屋内は足場が組まれビル建設の工事の現場のような状態であったということです。「工具が放射能で汚れたら廃棄してくれ」とか、「放射能で汚れるからビニールを敷いてある所以外には出ないでほしい」とかいわれるような危険な場所で、放射能の知識のない岩佐さんと手伝の青年とだけが残されて、約三時間パイプに穴をあける仕事をしました。岩佐さんが、それがもとでとしか考えられない放射線皮膚炎にかかり、今では二次性リンパ浮腫も併発して、痛みのために仕事を休んでいます。……

岩佐さんは直接交渉のなりゆきにも、相手側の誠意のある対応が得られないし、国会は

国会で、政府が常に原電と一体になって事実をもみ消そうとしている空気をひしひしと感じ、4月3日、不本意ながら、訴訟にふみきました。……

この訴訟には有能な弁護士9人が好意的な条件で引きうけてくださり、医師、原子力関係の専門家に加えて増々心強い次第です。しかし、残念ながら、好意、善意だけで、裁判はなりたちません。多くの弱い人々はそれ故に、裁判をあきらめてしまったり、根負けしてしまったりしました。この問題をそのようにしてはいけないと思います。ここに、「岩佐訴訟を支援する会」をつくって、ねばり強く、この訴訟に関して物心両面の支援をしたいと思い、皆様に訴えます。」(呼びかけ文より抜粋) なお連絡先は下記です。

大阪市北区樋之上町5 新なにわビル別館
堺筋共同法律事務所気附 振替口座 大阪
304131

柏崎・刈羽から全国の同志のみなさんへ

原発計画の電調審認可を阻止しよう！

「最近、全国的に電力会社は“石油危機”に便乗して、原発建設を強行しようと、より

露骨な対応をくりかえしています。そして、これまでの原発計画の遅れをとりもどそうと全国13地点の計画を電調審で一気に認可しようとするんでいます。……

全国のみなさん

果して私たちが原発に反対してきた理由が解決したでしょうか。否、原発の危険性、原子力行政のデタラメさは、一層明らかになってこそおれ、解消した問題は何か一つありません。……

このような中で、私たちは原発計画を絶対に認めるわけにいきません。

私たちは、全国各地で原発計画に反対してたたかっておられる同志のみなさんに、次のことを呼びかけたいと考えます。

まず第一に、原発建設強行の世論操作を打ち破り、原発絶対反対のたたかひの正当性を全国にアピールすることです。

そして第二に、原発計画を阻止するため、計画の電調審での認可を阻止することです。

具体的には、昭和49年度第1回電調審の開かれる前日に、全国各地で原発反対運動をたたかっている人たちが一堂に会し、それぞれの経験交流をするとともに、原発絶対反対の全国アピールを発することです。

そして、翌日、電調審当日には計画認可阻止の行動をとることです。

全国各地の運動主体がこれらの行動を共同してとり、全国に原発阻止のたたかひを強固にひろげることにより、私たちの勝利への展望は大きく開けると確信します。

1974年5月10日

柏崎原発反対同盟

柏崎・刈羽原発反対守る会連合」

以上は呼びかけ文からの抜粋です。なお

電調審は6月20日すぎに開かれ、まず、柏崎と玄海の原発が申請されるだろうと予想されています。

東海2号原発設置阻止訴訟 第2回公判

さる5月16日午後2時より水戸地裁で開かれた。原告団の意見陳述、訴状の朗読と趣旨説明とが行なわれた。ついで、国側の答弁書について、1. 安全専門審査会が行なった36回の審議の具体的な内容と討議の際の資料の提示と同審査会の議事録の提出、2. 国側の主張する電力必要論と安全性の関連について明らかにせよ、と釈明を要求。国側は次回の文書で答えるといったが、「議事録はない」との驚くべき回答を行なった。なお、次回公判は7月18日午後2時からと決定。

会計報告 ('74,5/8~6/7)

収入

会費	112,900
カンパ	10,050
前月より繰越	336,582
計	459,532

支出

ニュース代	7,000
第3回公判準備総会費	66,000
第3回公判参加費補助	243,750

(弁護団11名)
補佐人 3
会員 2

会場費	10,800
郵送費	3,120
為替手数料	1,295
資料費	3,380
事務用品費	450
計	340,965

繰越金

118,567

ボーナスカンパをお願いします(事務局)